

「平成28年度国民経済計算年次推計」利用上の注意

1. 現行の我が国の国民経済計算（以下、JSNA という。）は、平成 21（2009）年に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
2. JSNA は、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」（平成 17 年基準までは「確報」と呼称）として公表するとともに、工業統計等の新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1 年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」（平成 17 年基準までは「確々報」と呼称）として公表している。さらに、2 年遡った年の計数について、供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
3. 「平成 28 年度国民経済計算年次推計」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行った。主なものは以下のとおり。

(1) 需要側と供給側の統合比率の見直し

家計最終消費支出及び民間企業設備の四半期推計における供給側と需要側の統合比率について、過去のデータに基づき、四半期別 GDP 速報の推計値と年次推計の推計値の乖離が最小化されるような統合比率に変更している^{1,2}。当該変更に伴い、支出側系列をはじめとした以下の計数表の系列について、四半期値及び年度値が平成 6 年から遡及改定となっている³。

平成 6 年から遡及改定となる計数表
○フロー編
I. 統合勘定
国内総生産勘定
国民可処分所得と使用勘定
資本勘定・金融勘定
II. 制度部門別所得支出勘定
一国経済
家計（個人企業を含む）
III. 制度部門別資本勘定・金融勘定
非金融法人企業
金融機関
家計（個人企業を含む）
IV. 主要系列表
1. 国内総生産（支出側）
V. 付表
11. 家計の形態別最終消費支出の構成
12. 家計の目的別最終消費支出の構成
15. 民間・公的別の総資本形成
18. 制度部門別の純貸出（+）／純借入（-）
21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定
23. 実質国民可処分所得

¹ 平成 29 年 10 月 25 日「統計委員会第 7 回国民経済計算体系的整備部会資料 2-1」参照
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000514226.pdf)

² 平成 29 年 11 月 30 日『平成 29 年 7-9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）』に係る利用上の注意について」参照 (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2017/pdf/announce20171130.pdf>)

³ この他、家計最終消費支出及び民間企業設備に関しては、デフレーターが暦年値も改定となる。そのため、それらを含む又は利用する項目におけるデフレーター及び実質値は、暦年値についても軽微な改定が生じている。

(2) 資金循環統計の遡及改定への対応

平成 29 年 6 月に行われた「資金循環統計」（日本銀行）の遡及改定では、平成 17 年以降の計数について遡及改定が実施された⁴。これを受け、平成 27 年（度）以降について同遡及改定を反映している。また、以下の計数表の系列について、平成 17 年以降の計数に同遡及改定を反映するとともに、資金循環統計と同様の推計方法により平成 6 年まで遡及改定している。

平成 6 年から遡及改定となる計数表
○フロー編
I. 統合勘定
資本勘定・金融勘定
海外勘定
III. 制度部門別資本勘定・金融勘定
V. 付表
6 (2). 一般政府の部門別勘定 (GFS)
18. 制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-)
19. 海外勘定
21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定
24. 金融資産・負債の取引
○ストック編
I. 統合勘定
II. 制度部門別勘定
III. 付表
1. 国民資産・負債残高
2. 民間・公的別の資産・負債残高
3. 一般政府の部門別資産・負債残高
5. 対外資産・負債残高
6. 金融資産・負債の残高
IV. 参考表
2. 金融機関のノン・パフォーマンス貸付

(3) 「サービス産業動向調査」の活用

年次推計と四半期推計の整合性を高める観点等から、平成 28 年第一次年次推計より、サービス業のうち一部の品目の推計に「サービス産業動向調査」（総務省）を活用している。

(4) その他基礎資料の誤謬修正への対応等

- ・平成 27 年度の防衛省省庁別財務書類の棚卸資産（弾薬等を計上）において、過去の誤謬の修正が記録されたことを受け、一般政府の在庫残高において、当該修正を反映している（平成 6 年以降）。
- ・フロー編付表 1 「財貨・サービスの供給と需要（名目）」における「運輸・商業マージン」について適正化を行っている（平成 13～22 年）。
- ・同付表 6 (2)、「一般政府の部門別勘定 (GFS)」は、IMF の「政府財政統計マニュアル 2014 (GFISM2014)」に基づき作成しているところ、より国際比較可能性を高めるために金融に係る計上項目の変更を行っている（平成 6 年度以降）。
- ・ストック編「家計の耐久消費財残高」（参考表）において、非金融資産残高と同様に、東日本大震災等の影響を反映している（平成 7 年以降）。

⁴ 平成 29 年 6 月 27 日「資金循環統計の改定値の公表について」（日本銀行調査統計局）参照
(https://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_2017/not170627a.htm/)

(5) 政府関係諸機関の分類（平成 28 年（度）分）

平成 28 年度中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行っている（巻末参考資料V参照）。具体的には、平成 28 年度年次推計で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり（九州旅客鉄道株式会社は、「公的非金融企業」から「民間非金融企業」へ変更）。

- ・認可法人外国人技能実習機構、独立行政法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人水産研究・教育機構、独立行政法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人自動車技術総合機構一般勘定は、「中央政府」
- ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設支援機構地方公共交通等勘定は、「公的金融機関」
- ・独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人自動車技術総合機構審査勘定は、「公的非金融企業」